

シンガポールにおける労働安全マネジメント・システムの動向

独立行政法人産業安全研究所 正会員 花安 繁郎

1. まえがき

東南アジア諸国のなかで経済発展の著しいシンガポール共和国における労働安全衛生マネジメント・システムに関する動向について現地調査を行ったので、その結果を報告する。

2. シンガポールにおける労働安全マネジメント・システムの動き

シンガポールにおける労働安全衛生制度を大きく特徴づけるものとして、法に基づく安全衛生マネジメント・システムの覆行とそれらをモニターする内部および外部監査制度がある。今日、世界的に話題を呼んでいる労働安全衛生マネジメント・システムであるが、法制レベルでその実施を義務づけたのは、先進国ではスウェーデン（1991年）やノルウェー（1997年）でのインターナル・コントロールがあるが、労働安全衛生マネジメント・システムの実施に加えて、その監査までを義務づけた例は極めてめずらしく世界で最初の導入と思われる。これは、先進国での法制に基づく労働安全衛生マネジメント・システムの履行は、あくまでも事業者の自主的な取り組みを促進させることが目的であるのに対して、開発途上国では、職場における安全衛生を向上させるための政策の一環として、労働安全衛生マネジメント・システムの実施と外部監査を義務づけることが必要な状況下にあるためと考えられる。

2.1 法令に基づく労働安全衛生マネジメント・システム

(1) 概要

シンガポールでの法に基づく労働安全衛生マネジメント・システムの実施は、1994年の造船業安全規則制定、および建設工事等安全規則の改正によって開始された。具体的には、造船業安全規則第73条～75条および改正建設工事等安全規則第27A条、27B条に基づき、造船業および工事請負金額が1,000万Sドル（約7億円）以上の建設工事の事業者は、事業場での労働者の安全と健康を確保するために、労働安全衛生マネジメント・システムの覆行とその監査が義務づけられた。

また、2000年3月に成立した改正工場法では、造船業、建設業以外の業種に対しても、大臣が告示する事業場に対して労働安全衛生マネジメント・システムの実施とその監査が義務づけられた（改正工場法第71B条）。人材開発省によれば、上記2業種以外に、石油化学産業や港湾荷役事業等について、安全衛生マネジメント・システムの覆行と監査の適用範囲を順次拡大するとの意向であった。これまでは個別の規則によって労働安全衛生マネジメント・システムの覆行と監査が義務づけられていたが、これを上位の「工場法」レベルで規定することによってその普及を図ってゆこうとするシンガポール政府の意気込みがうかがえた。

また、法令に基づき労働安全衛生マネジメント・システムとして実施すべき項目として規定されているものを表-1に示した。項目そのものはありふれたもので、既に工場法あるいは附属規則で規定されているものも少なくない。しかしながら、同国の法令規定の仕組みが、従来の細かな事項を規定する仕様規定型の法令から、規定は法規の目標や一般原則に留める性能規定型法令とし、具体的、詳細な規定については、実践コードやガイドラインに委ねるシステムへと移行しつつあることを踏まえると、同表の簡単な規定ぶりもうなずける。事実、2000年3月の改正工場法の中に、シンガポール国家規格及び実践コード（Singapore Standards and Code of Practice）に関する条文が新たに取り入れられ（第78A条）、そこでは、事業者は大臣によって認証され告示された国家規格や実践コードについては、これを遵守しなければならない法的強制力が付与されることとなった。

これらの実践コードに関して、造船業での安全衛生マネジメント・システムについては、シンガポール海
 Keywords：シンガポール，労働安全衛生マネジメント・システム

連絡先： 〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6 TEL. 0424-91-4512, FAX 0424-91-7846

運協会（ASMI）によってその運用のための実践コードが1995年12月に制定されている。また、建設業については、1995年5月にシンガポール建設業協会（SCAL）制定によるガイドラインが発行されているほか、シンガポール生産標準庁（PSB）制定による、建設業における安全マネジメント・システムに係る実践コード（CP79）が、人材開発省により1999年11月に認証されている。

(2) 外部監査システム

前述の造船業安全規則および改正建設工事等安全規則では、事業者に対して、法が要求する安全衛生マネジメント・システムが確実に機能しているかを評価するために、その監査も義務付けている。監査に係る事業場規模と監査人の種類および監査頻度は表-2のとおりである。注目すべきことは、規模の大きな事業場については、独立した外部監査人による監査が必要とされ、また、規模の小さな事業場であっても、主任工場監督官が必要と認める場合には、同様に外部監査人による監査が義務付けられていることである。

このため、人材開発省は、監査人の資格、人数、外部監査を行うための独自の監査プログラムを有するなど、一定の要件を満たした外部監査機関を登録・公表している。外部監査が必要な事業者は、登録された監査機関と契約を結んで監査を受けている。登録には、オープン・カテゴリーと非オープン・カテゴリーの2種類があり、前者は請負金額の多少に拘わらず、すべての規模の事業場に対する安全マネジメント・システムについて監査を実施できるのに対し、後者は請負金額が5,000万Sドル（約35億円）未満の工事に係わる安全マネジメント・システムについてのみ監査ができるとされている。人材開発省での登録リスト（2000年1月現在）には、オープン・カテゴリーとして9機関（31名の認証外部監査人）、非オープン・カテゴリーでは7機関（17名の認証外部監査人）が登録されている。

また、人材開発省では、外部監査が異なった監査機関による独自の方法によってなされても、そこでの監査の質を確保するために、統一的な外部監査実施ガイドラインを公表している。このような外部監査は、たとえば1998年には、造船業では17事業場、建設業では480事業場のよう、毎年かなりの数の事業場で実施されている。

2.2 法令以外の労働安全衛生マネジメント・システム

法制による労働安全衛生マネジメント・システムの履行とその監査以外に、民間団体による労働安全衛生マネジメント・システムの開発とその外部認証事業も実施されている。すなわち、1996年10月にシンガポール認定機構（SAC）が設立され、同機構の下で生産標準庁（PSB）や建設業庁（BCA）などが外部認証実施機関として認定されている。PSBおよびBCAは、1999年10月より、独自にOHSAS 18001（英国規格協会労働安全衛生マネジメント・システム規格）を基に外部認証事業を実施している。PSBは主として製造業の事業場を対象とし、BCAは建設業の事業場を対象として幾つかの認証を行ったとのことである。

表-1 安全マネジメント・システムの項目

1	安全に対するポリシー（責任の所在の明確化を含む）
2	安全作業手順
3	安全教育
4	グループ討議
5	災害調査と分析
6	自社内安全ルールの設定
7	安全促進活動
8	下請業者の評価、選定及び指導基準
9	安全点検・検査
10	機械・器具の維持管理
11	危険要素の分析
12	危険物・化学物質の使用管理
13	労働衛生管理
14	緊急時の対応

表-2 安全マネジメント・システムの監査

業種	事業場規模	監査人と監査の頻度
造船業	労働者数 200人以上	主任監督官が指示する期間ごとに、外部監査人による監査。
	労働者数 200人未満	年1回の内部監査。ただし、主任監督官が必要と認める場合には、外部監査人による監査。
建設業	請負金額が 3,000万S ドル以上	6ヶ月に1回、外部監査人による監査の実施。
	請負金額が 3,000万S ドル未満 1,000万S ドル以上	6ヶ月に1回の内部監査。ただし、主任監督官が必要と認める場合には、外部監査人による監査の実施。